

5 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

(令和2年度第3次補正予算額：290億円)

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新(リノベーション)するため、水田リノベーション産地・実需協働プラン※に基づいた以下の取組を支援します。

※ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

(1) 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

① 支援内容

- プランに参画する農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等(②参照)に取り組む場合に、取組面積に応じて支援します。
- 交付単価：4万円/10a
- 対象者：水田において対象作物を生産する販売農家・集落営農
- 対象作物：令和3年産(基幹作)の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆

② 対象となる取組メニュー

※品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪化学肥料の使用量削減 ⑫化学農薬の使用量削減 ⑬多収品種の導入 ⑭農業機械の共同利用 ⑮スマート農業機器の活用
麦 { 輸出向け又は 加工向け }	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 ⑦重要病害虫の防除 ⑧排水対策管理 ⑨農業機械の共同利用 ⑩スマート農業機器の活用
大豆 { 輸出向け又は 加工向け }	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業(傾斜均平) ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水 ⑨団地化の推進 ⑩化学肥料の使用量削減 ⑪化学農薬の使用量削減 ⑫排水対策 ⑬農業機械の共同利用 ⑭スマート農業機器の活用
高収益作物 { 輸出向け又は 加工・業務用 }	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 ⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑧新品種の導入 ⑨排水対策 ⑩農業機械の共同利用 ⑪スマート農業機器の活用

※ 支援の対象となった水田の面積は、令和3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米：2万円/10a)の対象面積から除きます。

※ 本事業は、農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

(2) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

① 支援内容

- プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援します。
- 補助率：1/2以内

② 対象施設等

輸出向けパックご飯の製造ライン増設、冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修、輸出向け集荷・貯蔵施設の整備等

※本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

6 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

(令和2年度第3次補正予算額・令和3年度予算概算決定額：61億円)

水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う、団地化の推進、営農技術の導入、農業機械等の導入等を支援します。

(1) 水田麦・大豆産地生産性向上事業

① 支援対象

- 対象ほ場：田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）
- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：都道府県・産地で「麦・大豆生産性向上計画」を作成していること等

② 支援内容

- 話し合い等を通じた団地化の推進経費
団地化の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。

支援の上限額は地域の水田面積に応じて異なります。
50ha未満：50万円以内、50～150ha：100万円以内、150ha以上：150万円以内
※ 北海道の場合の基準面積は6倍になります。
- 営農技術等の導入
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて15,000円/10a以内で定額※支援します。
※ 取組内容により単価は異なります（2,000円/10a～10,000円/10a）。
- 機械・施設の導入
生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。
(1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象)

(2) 需要に応える安定供給体制の整備

① 麦・大豆保管施設整備事業

- 国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援します。（1/2以内）

② 麦類供給円滑化推進事業

- 国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援します。（定額、1/2以内）

③ 麦類利用拡大推進事業

- 国産麦の商品開発、マッチング等を支援します。（定額、1/2以内）

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

7 加工用米及び新規需要米の取組計画の申請

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、23ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に必ず6月30日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができません（交付金の対象となりません）ので、**提出期限は厳守**してください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「**販売に関する契約書の写し**」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「**米粉用米の使用実績等整理表**」
- ④ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。



(1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』**を出荷（※）してください。
 - ※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（24ページ参照）
 - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う**『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
 - （注）変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（25ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の方法で算出した数量に契約数量を変更することができます。**
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の平年単収)**
 (上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**
 (注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
- ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則**ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

(4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて**飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を**他の用途に販売**

国は、飼料用米等の**出荷状況を確認**することがあります！



(5) もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
 - ③ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（捨てづくりが確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ **不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！**

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地、^{※1}数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

(参考) 米トレーサビリティ法その他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/

米トレーサビリティ法

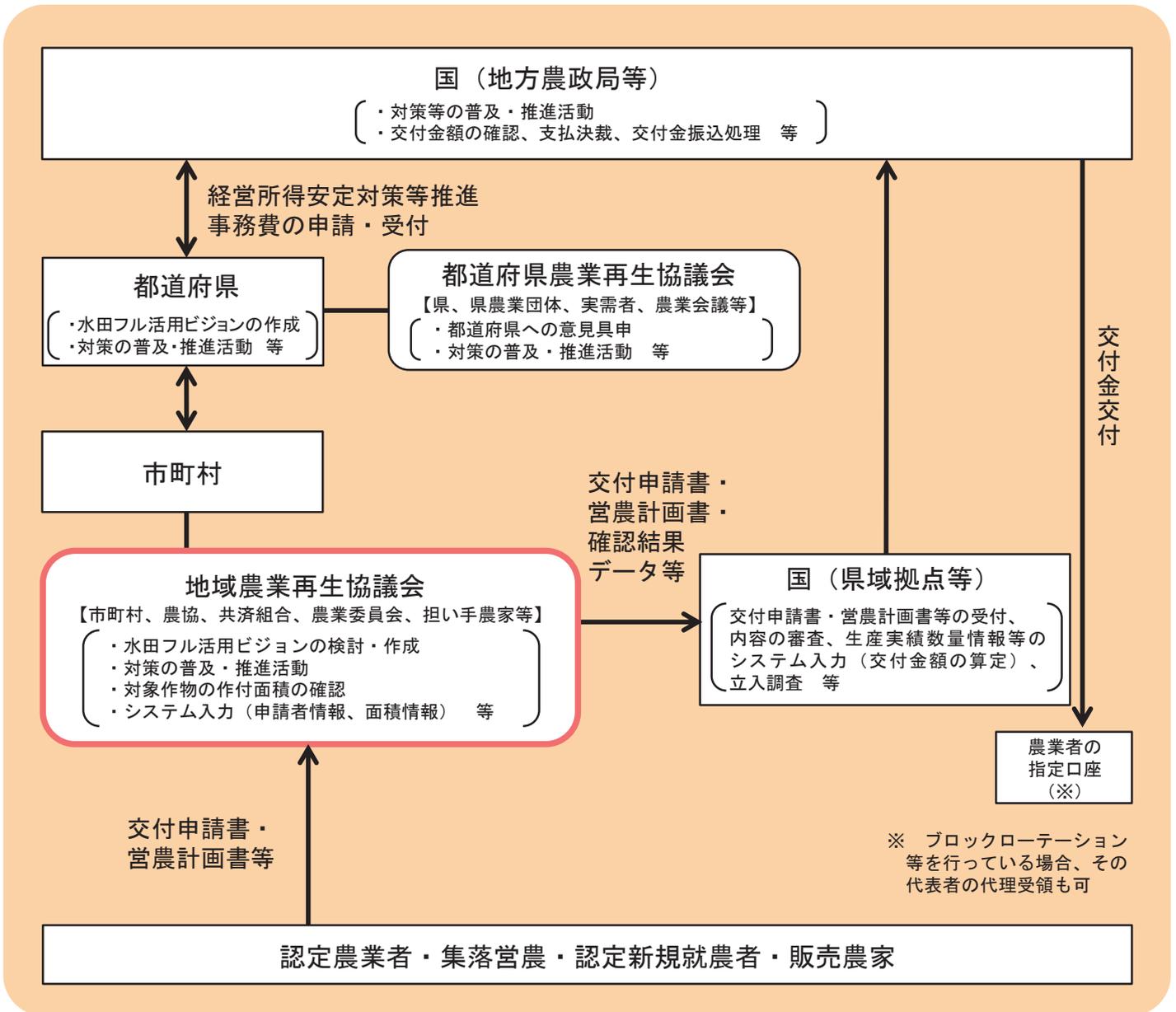
検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



（参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を、**6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うことが可能です。（詳細は46、47ページを参照してください。）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 **出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。**
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**（捨てづくり）ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
 - (4) **必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合
 - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない**場合

どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！



様式第1号別添

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号））及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖繩総合事務所等必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

様式第1号(裏面)

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²



本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。
 なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定



本年の積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。



確認事項に☑チェックしてください。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

(3) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です。)

注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)

10 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	令和3年												令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
申請手続 交付金の 交付						対象作物の作付確認、数量払の数量確認																		
						ゲタ対策の数量払の交付																		
						ゲタ対策の面積払の交付																		
						水田活用の直接支払交付金の交付																		
				ナラシ対策の積立て申出														交付申請						
					積立金の納付																		ナラシ対策の交付金の交付	

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、7月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） | |
| ア 面積払 | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月 ~ 3月頃 |
| ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月 ~ 3月頃 |

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：令和3年産から、農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：新市場開拓に向けた水田リノベーション事業及び麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトの申請期間等は都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

11 本対策に加入する農業者の皆様へ

経営所得安定対策等交付金に申請される方は、次の事項を良くお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力をお願いいたします。

(1) 立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

関係書類等は交付申請を行った翌年度から5年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いいたします。

① 調査の種類

- 定期点検調査・・・営農計画書どおりに作付されているか、作物の生育状況等を確認します。
- 特別調査・・・・・・関係機関等から提供された情報について、さらに詳細な調査を行う必要がある場合に行います。

② 調査の内容（定期点検調査）

対象者が交付申請した全ての交付金を対象に以下の調査を実施

- 営農計画書に係る調査
営農計画書どおりの作付か、適切な生産が行われているか等について確認
- 産地交付金に係る調査
産地交付金が適正に支払われているか等について確認
- 出荷・販売等に係る調査
 - ・ 対象畑作物（原料）の加工品を製造・販売しているか等を確認
 - ・ 申請数量（ナラシ）に交付対象外米穀（種子用、用途限定米穀等）の数量が含まれていないか等を確認

③ 調査結果後の対応

調査した結果、**誤っているものについては**、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、**交付金の返還等の手続きを行います。**

また、**本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます。**

(2) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（※15ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(3) 農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(4) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

- ① 相続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法人化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。